

「Safe Work ゼロ災 Miyagi」ロゴマーク使用取扱規程

宮 城 労 働 局
令和元年 6 月 14 日制定

（ 趣 旨 ）

第 1 条 この規程は、「Safe Work ゼロ災 Miyagi」ロゴマーク（以下「ロゴマークという。」）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

（ 使用できる者 ）

第 2 条 労働災害防止活動の推進、事業場内外の安全意識の高揚等を目的とする場合に限り、何人もロゴマークを使用することができる。

ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- （ 1 ）宮城労働局の品位を傷つけ又は傷つけるおそれがあるとき
- （ 2 ）自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する又は使用するおそれのあるとき
- （ 3 ）法令又は公序良俗に反し又は反するおそれのあるとき
- （ 4 ）特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与える又は与えるおそれのあるとき
- （ 5 ）その他その使用が著しく不適當であるとき

（ 違反等に対する取扱い ）

第 3 条 使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、その他この規程に違反したときは、宮城労働局長はその使用を差止めの請求又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行う。その場合、使用者は直ちに、その請求等に従わなければならない。

（ 補 則 ）

第 4 条 この規程に定めるもののほかロゴマークの取扱いに係る必要な事項は、宮城労働局長が別に定める。

附則

この規程は、令和元年 6 月 14 日より施行する。